

佐伯市では、不妊治療にかかる費用を助成しています

対象者	対象となる費用	助成額
◇不妊治療を開始した日の1年以上前から佐伯市民であり、申請日から1年以上本市に居住予定である夫婦。 ◇市税の滞納がない夫婦。	◇不妊治療の要した自己負担額の一部 ◇医療実施証明書の発行にかかる費用 ※夫婦間の治療に限る。 ※差額ベッド代、食事代等不妊治療に直接関係のない費用は除く。 ※保険適用の不妊治療については、高額療養費や付加給付等を除く。	1組の夫婦に対し 1年度につき上限 30万円 ※助成回数の制限はありません

※年齢制限、所得制限はありません。

## 1. 申請に必要な書類について

- 様式 1 佐伯市子宝支援事業助成金給付申請兼請求書
- 様式 2 医療実施証明書
- 様式 3 薬剤内訳証明書（領収書等に薬剤内訳がない時に限る）
- 様式 3-2 佐伯市子宝支援事業助成金給付申請に係る同意書
- 様式 4 暴力団関係者でない旨の誓約書
- 不妊治療に係る領収書および診療明細書  
（原本が必要な場合は事前に写しをとってきてください）
- 大分県の助成を受けた場合は、給付決定通知書の写し
- 高額療養費または付加給付等を受けた場合は、支給決定通知書の写し
- 振込先口座確認書類（通帳等）



佐伯市公式ホームページ  
申請書類のこちらからダウンロードできます。

## 2. 申請期間について

- 1回の不妊治療ごとに、当該不妊治療が終了した日の翌日から起算して1年以内とします。ただし、当該申請期限内に複数回の不妊治療を行ったときは、各申請期限内である場合に限り、複数回の不妊治療費に係る申請を一申請で行う事ができます。

## 3. 申請方法について

- **事前にご連絡の上**、必要書類をそろえて、こども福祉課こども家庭センターへ提出します。
- 給付を決定した方には、佐伯市子宝支援事業助成金給付決定及び額の確定通知書を交付します。後日、指定の口座にお振込みします。

※大分県の助成事業に該当する場合は、優先的に活用してください。

【問合せ】 佐伯市こども福祉課 こども家庭センター TEL 23-4515

佐伯市中村南町1-1（佐伯市役所 2階）

• 先進医療について…大分県南部保健所 TEL 22-0562

• 不妊検査費について…大分県こども未来政策課 TEL 097-506-2672